

令和5年度第10回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月16日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	欠席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人 0 名

令和5年度第10回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第10回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号10番、田上光義委員と議席番号12番、坂田謙祐委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は、3,069㎡、位置図は6、7ページ、公図は8ページをご覧ください。申請地はJR山陰

本線黒井村駅から南東へ、約1 kmに位置しており、■■■■番■■■は農業振興地域内の農用地で、■■■■番■■■は農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は県外に居住しており、管理が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■mの距離に位置しており、譲受後はブルーベリーを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田4筆で、合計面積は4,275㎡、位置図は9ページから12ページ、公図は13ページから17ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線川棚温泉駅から北西へ約500mから北東へ約600mに位置している農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、農業後継者がいない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■kmの距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は、637㎡、位置図は18、19ページ、公図は20、21ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線梅ヶ峠駅から北東へ約700mに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は遠方に居住しており、高齢で管理が困難な譲渡人の要望に、弟である譲受人が応じ、新規に農業を始める計画となっております。申請地は譲受人の自宅から近く、譲受後は玉ねぎやサニーレタス等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆、田1筆で、合計面積は、1,079㎡、位置図は22、23ページ、公図は24ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から北東へ約1.1 kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■kmに位置しており、譲受後は栗やイチジク等を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり

でございます。登記地目は田1筆で、面積は3,493㎡、位置図は25、26ページ、公図は27ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から南西へ約1.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は耕作が困難な譲渡人の要望に、隣接地の耕作者ある譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■mの距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は402㎡、位置図は28、29ページ、公図は30、31ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊田総合支所から南東へ約1.3kmに位置している農業振興地域内の農用地です。

申請理由は規模縮小を考えた譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から近く、譲受け後は葉菜や根菜等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。7番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田16筆、畑2筆で、合計面積は18,059㎡、位置図は32ページから35ページ、公図は36ページから45ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊北総合支所から北へ約2kmから2.5kmに位置している農地で、字鍛冶屋、字原の6筆と■■■■番■■は過去に農業公共投資の対象となった農地で、■■■■番■■は農業振興地域内白地の農地で、残りの10筆は農業振興地域内の農用地となります。

申請理由は体調の問題もあり、規模縮小を考えた譲渡人の要望に、譲受人が応じ、家族と協力して本格的に水稻栽培等を行うものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■kmの距離に位置しており、譲受後は水稻や牧草、柿、かぼちゃ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書5ページをお開きください。8番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は1,487㎡、位置図は46、47ページ、公図は48ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線安岡駅から北東へ約1kmに位置している農業振興地域内の農用地です。

申請理由は新規に甘藷の栽培を計画した譲受人の要望に、高齢で維持管理が

困難な譲渡人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■ kmの距離に位置しており、譲受後はさつまいもを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

5ページに戻りまして9番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田7筆で、合計面積は、8,585㎡、位置図は49、50ページ、公図は51ページから53ページをご覧ください。申請地は下関市役所内日支所から北西へ約500mに位置している農地で、■■■■番■■は農業振興地域内白地の農地で、残りの6筆は過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は前耕作者である譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■ kmの距離に位置しており、譲受後は水稲やレタス等の野菜、果樹を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番、3番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。1番、3番の案件についての現地確認の結果を報告いたします。すぐる1月9日に、事務局職員2名、農業委員2名とで現地を確認いたしました。

1番、資料の図にあります広い方の田では、既にブルーベリー等が作付けされており、もう1筆の方はこれからブルーベリー等を栽培するようになっておりました。譲渡人は遠方であるのに対し、譲受人は通作距離が■■■■m、■■■くらい。また、トラクターや草刈り機等も所有されており、何ら問題はないものと

思われます。

続きまして3番、同じく1月9日、事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認しました。申請地に至る通路は私有地ですが、親戚の土地であることから了解を得ておられるようです。機械は親戚の方の倉庫に有り、譲受人の自宅からは■■■■mくらいですから、栽培するのに支障はないと思われます。栽培する野菜は自家消費です。別段、支障はないと思われます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。2番の案件について説明をいたします。1月9日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

譲渡人は高齢で、農業後継者がいないことから、現在、耕作をしていただいている譲受人に申し出たものです。譲受人は、以前から利用権設定により耕作していた申請地を取得し、自己所有として引き続き営農していくため、申し出に応じたものです。申請地は自宅から■■■■で、通作に便利であり、水稻栽培に必要な機械設備はすべて装備しており、地域の担い手として期待できます。4筆のうち、■■■■及び■■■■は水稻栽培で管理されており、■■■■、■■■■は、昨年は休耕していました。売買による所有権の移転です。なんら問題はないと思います。

ご審議の程、宜しく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番、5番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。4番、5番の案件について説明いたします。4番ですが、1月9日に農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をしました。2筆の農地があり、小さい面積の農地でした。1つは水稻をされた農地で、もう1筆は果樹が植えられ、畑として利用されている農地でした。ここは、以前から譲受人が管理をされていたようです。所有者は相続によりこの農地を取得したが、農業の経験もなく、これからの管理もできないことから譲渡することとなったものです。

譲受後は果樹のみで利用される様です。

5番ですが、1月9日に農業委員2名、事務局職員1名で現地確認をしました。ここは、ほ場整備地区内の農地で、この度、取得する農地の両側が譲受人の農地でもあり、水稻の作付をされております。譲渡人は、単身赴任で遠くに居られ、その母親が管理されていましたが、高齢のため、なかなか管理ができないということで、この度、譲り渡すこととなりました。特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号16番、金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

16番の金田です。6番の案件について、現地確認の結果を報告します。1月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請内容は、事務局説明のとおりです。申請地は譲受人の自宅及び農地に隣接しており、保全管理されている状態です。譲受人は隣接の自己農地で季節野菜を通年栽培しており、取得後は栽培面積を拡大し、「XXXXXXXXXX」に出荷予定です。農業機械、作業施設も完備しており、何ら問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番 岩本です。7番の案件について報告いたします。すぐる1月10日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。申請地は、ほ場整備された水田と、されていない水田が混在しており、ほ場整備されたところは水稻栽培を行って、きれいに管理されておりました。ほ場整備されていないところは休耕状態で草が生えておりましたが、機械を入れればすぐに作物が植えられる状態でした。申請地の面積が広く、一度に1.8haの取得となりますが、場所がまとまっており効率よく排作できますし、譲渡人が所有する耕作機械等をすべて譲り受けて、娘夫婦と協力し、作業員の雇用も行いながら生産活動を行うということです。問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、8番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。8番の案件について報告いたします。1月9日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査に入りました。

申請地は安岡町の■■■■の近くにあり、最近できました住宅団地の■■■■と道路を隔てた反対側にある農地で、詳細は事務局の説明のとおりです。譲受人は20代で、これからの農業に期待しております。

よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。9番の案件につきまして、報告します。1月10日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

農地は適正に管理されていきました。譲受人は現在、利用権を設定し、水稻、野菜の栽培を兼業で行っています。乾燥調製設備をはじめ農業機械一式を所有しています。今後は、専業にて営農したいという譲受人の要望に譲渡人が応えたものです。

よろしくご審議をお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可」について、1番から9番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求

めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書54ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は55、56ページ、公図は57、58ページ、土地利用計画図は59ページをご覧ください。申請地は下関市役所内日支所から北東へ約3.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は農業用施設でございます。申請理由につきましては、隣接地のみでは育苗用地が確保できないことから、この度の計画に至ったもので、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地が1筆ございますが、譲渡人の所有地で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。申請地に隣接した農地はございません。一体利用地からのし尿は、汲み取り式で、汚水は、既存水路から道路側溝に放流され、計画地からの雨水は、既存水路から道路側溝又は、直接道路側溝部に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

54ページに戻りまして2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は60、61ページ、公図は62ページ、土地利用計画図は63ページとなります。申請地は下関市役所菊川総合支所から北西へ約2.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は非フィットによる太陽光発電設備で、既に小売電気事業者と電力受給基本契約が締結されております。申請理由につきましては、日射量、接道、電力系統、関係法令等を鑑みて、この度の計画に至ったもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。申請者からは代替地検討表が提出されてお

り、売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地はなく、計画面積は過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後協議予定である旨が申請書には記載されております。申請地は孤立した農地で、汚水の発生はなく、表面雨水の大部分は申請地内で浸透し、一部の表面雨水が隣接地に放流される可能性がございますが、何か対応が必要な場合には、土地所有者と協議し、誠実に対応する旨が申請書に追記されておりましたので、事務局は支障なしと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

13番伊田です。議案第2号番号1について調査結果を報告いたします。令和6年1月9日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。譲受人は下関市内に居住していますが、内日地区の農地を借受け、兼業で営農を行っていました。この度、勤務先退職に伴い、借り受けしていた農地を購入し農業参入を計画しました。営農場所から5分程度で移動できる当該申請地並びに申請地に隣接する宅地と現存する建物については、申請地と一体的に利用し野菜の育苗を行い、建物は倉庫として利用予定です。農業の新規参入者ではありませんが、勤務先退職に伴い、本格的に農業に取り組む意欲は、担い手の少ない農村地域に活力を与えると云っても過言ではないと思います。特に懸念事項はないと考えています。ご審議の程、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第2号番号2について現地調査の報告をいたします。令和6年1月9日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請地の地目は田ですが、水路は見当たらず、周辺は太陽光発電施設が大規模に設置されている状況でした。譲渡人は当該地の維持管理は困難と考えており、また周辺の状態を勘案すると致し方ないと思われました。転用後は太陽光発電施設の設置計

画ですが、汚水はなくまた雨水は自然流下の計画です。譲渡人の希望もあり本件申請は、止む得ないものと考えます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書64ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は65、66ページ、公図は67ページで、変更前の土地の利用計画図は68ページ、変更後の土地利用計画図は69ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更を行うものでございます。変更理由につきましては議案書にも記載しておりますが、農地法を理解しておらず、事業完了前に計画以外の利用をしていたことから、この度の申請に至ったものでございます。

なお、本案件は、施設等の概要の変更に伴う土地利用計画の変更となっておりますので、議案案件とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告を

お願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。1番の案件につきまして、現地確認を行った結果を報告いたします。1月9日、事務局職員2名、農業委員2名で現地確認をいたしました。

昨年からの違反があったのですが、今回その関係で申請があったものです。内容は、1月の終わりぐらいから2月の半ばぐらいまでの季節的なものですが、海産物のヒジキを干すため、資材置き場の一部変更でございます。

現地を確認したところ、何ら支障はないと思われまして。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「承認」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書70ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆、畑3筆で、合計面積は1,266㎡、申請地の位置図は72ページから75ページ、公図は76ページから78ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊北総合支所から北へ約2.3kmから2.5kmに位置する土地でございます。

令和6年1月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございます。

70ページに戻りまして2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、畑1筆で、合計面積は1,301㎡、申

請地の位置図は79、80ページ、公図は81、82ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.8kmに位置する土地でございます。

令和6年1月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

70ページに戻りまして3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は62㎡、申請地の位置図は83、84ページ、公図は85ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊浦総合支所小串支所から南東へ約200mに位置する土地でございます。

令和6年1月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

総会議案書71ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は1,061㎡、申請地の位置図は86、87ページ、公図は88ページをご覧ください。申請地は、JR山陽本線新下関駅から南東へ約1.9kmに位置する土地でございます。

令和6年1月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

この度の4件については、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、全て「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。1番及び2番の案件について報告いたします。すぐる1月10日、事務局職員1名と農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名で現地を調査いたしました。まず1番ですが、20年以上耕作していないとのことで、申請地すべてにおいて竹や雑木が繁茂し、山林化しておりましたので「非農地」と判断いたしました。

続きまして2番ですが、こちらも申請地すべてにおいて竹や雑木が繁茂し、山林化しておりました。10年以上耕作していないということですが、それよりもっと前から何もしていないようでしたので「非農地」と判断いたしました。

以上です。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。3番の案件について、補足説明をいたします。1月9日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は小串駅より北に約300mの線路の法面の下の62㎡の小面積の畑です。50年以上耕作を行っていないため、灌木等が繁茂しており、事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」と判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。現地につきましては、1月9日に農地利用最適化推進委員1名、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

現地は車も通れないような300mくらい歩いて入った山の中にありまして、完全に山林化しておりましたので、「非農地」と判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書89ページをお開きください。1番。この案件は令和6年1月22日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては90ページ、91ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年1月22日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

89ページに戻りまして2番。この案件は令和6年2月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては93ページから102ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年2月1日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号番、XXXXXXXXXX委員が該当していますので、退席をお願いします。

（該当委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書103ページをお開きください。この案件は農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等 促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては104ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、105ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

いずれの内容も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、 委員は着席をお願いいたします。

(該当委員 着席)

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 令和5年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」と日程第8「議案第8号 令和5年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」ですが、相互に関連しますので、一括で事務局から説明し、お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

日程第7「議案第7号 令和5年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」と日程第8「議案第8号 令和5年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び意向調査について」ご説明します。総会議案書は106、107ページとなります。本件は農地法第30条第1項に基づき、昨年8・9月にかけて実施していただきました農地利用状況調査の対象地について、非農地、遊休農地の判定をお諮りするものです。

「議案第7、8号関係資料抜粋」の農林水産省の通知の9ページの第4の(4)に「非農地」の判定について、3ページの第3の1(3)のア、イに「遊休農地」の判定について記載されています。

それでは、今回調査いただいた全農地486筆についての仕分け内容についてご説明いたします。内容については、先月、委員の皆様を確認していただいた後のものになります。

資料がたくさんありますので、順を追ってご説明いたします。本日お配りしています縦型の議案第7、8号参考資料をご覧ください。農地を5種類に分類し、それぞれ一覧表にしております。まず、①のリストが、別に議案第7号関係資料でお配りしています非農地とする農地で56筆、②のリストがこれも別に議案第8号関係資料でお配りしています遊休農地とする農地で377筆となります。次に、③のリストが議案第7、8号参考資料の中に綴じていますが、今回の調査で耕作が確認され、遊休農地が解消した農地で11筆、④のリストが同じく議案第7、8号参考資料の中に綴じていますが、事後の確認で農地ではなかったもの

で12筆、⑤のリストがこれも議案第7、8号参考資料の中に綴じていますが、現地在非農地状態ですが農用地区域内の農地のため、市長部局に意見照会を行っている農地で30筆となっております。このうち、今回新たに遊休農地等としてリストに上がった農地は、8筆となっております。

なお、市長部局に意見照会を行っている農地については、回答があったのちに総会にお諮りする予定としております。

また、遊休農地とする農地の所有者に対して、農地法第32条第1項の規定に基づき、農地の農業上の利用の意向を確認するため、農地利用意向調査を行ってまいります。

最後に、議案第7号参考資料の写真ですが、今回、皆様には、非農地とする農地については写真を撮影していただいておりますので、参考までに本日お配りしております。

写真の番号は、議案第7号関係資料、非農地リストの土地の番号に合わせています。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（もう一度、資料の確認を求める声あり）

事務局（中川事務局主幹）

順を追って説明させていただきます。最初に「議案第7、8号、参考資料」をご覧ください。①から⑤として、5項目を一覧表でお示しております。①非農地一覧表が、議案書と一緒に郵送でお送りしております「議案第7号関係資料」と同じになります。

次に②遊休農地一覧表が同じく郵送でお送りしております「議案第8号関係資料」となります。

続いて③、④、⑤のリストに関しましては「議案第7、8号、参考資料」の中に順番に綴じこんでおります。

資料が多く、分かりにくいのですが、以上でございます。

議長（山田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、改めて、お伺いします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 令和5年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しました。

議長（山田会長）

次に、「議案第8号 令和5年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しました。

議長（山田会長）

次に日程第9「議案第9号 下関市総合計画審議会委員の推薦について」につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、私、山田が該当していますので、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長の職務を会長職務代理者の田崎育子委員に代理してもらいます。

田崎育子会長職務代理者

それでは、議長を交代します。よろしくお願いいたします。では、「議案第9号 下関市総合計画審議会委員の推薦について」をお諮りします。なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号14番、山田正信委員が該当しておりますので、退席をお願いします。

（該当委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書、108ページをお開きください。これは、下関市長から第3次下関市総合計画の策定に伴い、同計画の策定に関して必要な事項を調査・審議する

審議会委員の推薦依頼が農業委員会にあったことから、総会議案書109ページ推薦書（案）のとおり会長を推薦しようとするものでございます。

以上でございます。

田崎育子会長職務代理者

ただ今、事務局から説明がありましたので、採決に入ります。議案第9号「下関市総合計画審議会委員の推薦について」、会長である山田正信委員にお願いすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり承認されましたので、その旨の推薦書を下関市長に提出することといたします。

議案第9号の審議が終了いたしましたので、山田会長と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（該当委員 着席）

議長（山田会長）

田崎職務代理ありがとうございました。

それでは、日程第10「議案第10号 下関市農業委員会農地台帳点検等実施要領の改正について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書は、111ページをお開きください。議案第10号関係資料①「改正の新旧対照表」と、議案第10号関係資料②「改正後の要領」も合わせてご覧ください。

農地台帳を管理する農業委員会が、農地台帳に記録された事項を土地改良区に提供することについて、農地法施行規則が改正されたこと、及び農地台帳のシステム変更による閲覧用農地台帳、農地台帳記録事項要約書の様式が変更されたことに伴い下関市農業委員会農地台帳点検等実施要領を改正するものです。

また、今回文言等についての補正も行っております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第10号 下関市農業委員会農地台帳点検等実施要領の改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第11「報告第1号」から日程第21「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。総会議案書1から7ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、26件ございました。

8ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

9から10ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、4件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

32から33ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

34ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

35ページ、報告第6号「現況確認について」は、4件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

49ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っ

ている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

50から52ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が12件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

53から54ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

55から57ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

58ページ、報告第11号「令和5年度第9回総会議案第2号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

なお前回から、総会議案書の議案と報告につきまして、皆さんお手元の資料のとおり別綴じと、させていただいております。

資料が多量であることを含めまして、大変見易くなるであろうということで、分けさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第10回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時40分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....